

○金属くずの取扱いに関する条例

昭和32年7月23日
島根県条例第27号

〔金属屑の取扱いに関する条例〕をここに公布する。

金属くずの取扱いに関する条例 (令元条例17・改称)

(目的)

第1条 この条例は、金属くずを取り扱う者の協力を得て金属類の盗犯その他の犯罪を防止するためその守らなければならない事項を定め、住民の福祉を保持することを目的とする。

(令元条例17・一部改正)

(定義)

第2条 この条例で「金属くず」とは、次の各号に該当しない金属及び金属製品(半製品及び廃品を含む。)をいう。

(1) 本来の生産目的に従って売買し、交換し、加工し、又は使用されるもの

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項に規定する古物

2 この条例で「金属くず商」とは、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを業とする者をいう。

(平7条例36・令元条例17・一部改正)

(金属くず商の届出)

第3条 営業所を有する金属くず商は、営業所ごとにその業務開始前10日までに、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、本人(法人にあつては、その代表者)及び管理者を置くときはその者の写真を添付し、所轄警察署長を経て島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。金属くず商が新たに営業所を設けようとする場合もまた同様とする。

(1) 本人の本籍、住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の住所、氏名及び生年月日)

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 管理者を置くときは、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日

(4) 本人が未成年者の場合は、その法定代理人の本籍、住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の住所及び氏名)

2 営業所を有しない金属くず商は、その業務開始前10日までに、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した届書に、写真を添付し、所轄警察署長(県内に住所を有しないものにあつては、主たる行商地域の所轄警察署長。以下同じ。)を経て公安委員会に届け出なければならない。

(平12条例42・平23条例34・令元条例17・一部改正)

(従業員の届出)

第4条 金属くず商は、自己の使用する従業員(以下「従業員」という。)に金属くずの行商又は運搬をさせようとするときは、従業員の本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した届書に、当該従業員の写真を添付し、所轄警察署長を経て公安委員会に届け出なければならない。

(令元条例17・一部改正)

(証明書)

第5条 公安委員会は、前2条の規定による届出を受けたときは、その定めるところにより、金属くず商、管理者及び従業員(以下「金属くず商等」という。)に対し、証明書を交付しなければならない。

2 金属くず商は、前2条の規定による届出事項に異動を生じたときは、その日から10日以内にその旨を所轄警察署長を経て公安委員会に届け出なければならない。

3 金属くず商は、第1項の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた者が当該証明書を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を所轄警察署長を経て公安委員会に届け出なければならない。

4 第1項の規定は、前2項の規定による届出を受けた場合について準用する。

5 証明書は、他人に貸与し、若しくは譲り渡し、又は借り受け、若しくは譲り受けてはならない。

(令元条例17・一部改正)

(証明書携帯の義務)

第6条 金属くず商等は金属くずの行商をするとき又は金属くずを運搬するときは、証明書を携帯し、警察官の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(令元条例17・一部改正)

(証明書の返納)

第7条 金属くず商は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、14日以内に当該証明書を所轄警察署長を経て公安委員会に返納しなければならない。

(1) 営業を継続して行うことができなくなったとき。

(2) 従業員が行商又は運搬に従事しなくなったとき。

- (3) 管理者の職を解いたとき。
- (4) 証明書の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた証明書を回復したとき。
- 2 前項第1号に該当する場合において金属くず商が自ら返納することができないときは、同居の親族、法定代理人又はこれらに準ずる者が当該証明書を返納しなければならない。
- (令元条例17・一部改正)
- (標識の掲示)
- 第8条 営業所を有する金属くず商は、営業所の見やすい場所に公安委員会の定めるところにより金属くず商の標識を掲示しなければならない。
- (昭41条例40・令元条例17・一部改正)
- (未成年者からの買受け等の禁止)
- 第9条 金属くず商等は、未成年者(金属くず商等として届け出た者を除く。)又はその委託を受けた者から金属くずを買受け、又は売買若しくは交換の委託を受けてはならない。
- (令元条例17・一部改正)
- (確認及び申告)
- 第10条 金属くず商等は、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換しようとするときは、公安委員会の定めるところにより相手方の住所、職業及び氏名の確認をしなければならない。
- 2 前項の場合において当該金属くずについて不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。
- (令元条例17・一部改正)
- (帳簿)
- 第11条 金属くず商は、公安委員会の定めるところにより、帳簿を備え、売買若しくは交換のため又は売買若しくは交換の委託により金属くずを受け取り又は譲り渡したときは、その都度次の事項を記録し、速やかに帳簿に記載しなければならない。
- (1) 取引年月日
- (2) 金属くずの品目、数量、特徴及び取引価格
- (3) 相手方の住所、職業及び氏名
- (4) 相手方の確認の方法
- 2 金属くず商等の金属くずの行商に従事するときは、前項の帳簿又はこれに代わるもの(以下「帳簿等」という。))を携帯し、所定の事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 帳簿は、最終に記載した日から2年間保存しなければならない。
- 4 第1項及び前項の帳簿を毀損し、又は亡失したときは、速やかに所轄警察署長に届け出なければならない。
- (令元条例17・一部改正)
- (品触れ)
- 第12条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対し盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物(第3項において「盗品等」という。))の品触れを発することができる。
- 2 金属くず商は前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載してその日から3日間これを保存しなければならない。
- 3 金属くず商は、品触書に記載された盗品等に相当する金属くずを所持していたとき、又は所持するに至ったときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。
- (平7条例36・令元条例17・一部改正)
- (保管指示)
- 第13条 所轄警察署長は、金属くず商に対し業務上所持する金属くずについて盗品又は遺失物であると疑うに足る相当な理由があるときは、20日以内の期間を定めてその金属くずの保管を命ずることができる。
- (令元条例17・一部改正)
- (立入検査)
- 第14条 警察官は、この条例の実施について必要があると認めるときは、営業時間中において金属くず商の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等进行检查し、又は関係者に質問することができる。
- 2 前項の場合において警察官は要求された場合は、身分を証明する証票をその者に提示しなければならない。
- (令元条例17・一部改正)
- (検査及び質問)
- 第15条 警察官は、行商又は運搬に従事中的金属くず商等に対し、この条例の実施について必要があると認めるときは、金属くず及び帳簿等について検査及び質問をすることができる。
- 2 前項の場合において警察官は要求された場合は、身分を証明する証票をその者に提示しなければならない。
- (令元条例17・一部改正)
- (罰則)
- 第16条 第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
- (平4条例11・一部改正)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して帳簿に所定の事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者又は同条第2項の規定に違反して帳簿等の携帯を怠った者
- (3) 第12条第2項の規定に違反して品触書を保存しなかった者又は同条第3項の規定に違反した者
- (4) 第13条の規定により警察署長の発する保管命令に従わない者
(平4条例11・一部改正)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第5項の規定に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定による警察官の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (3) 第15条第1項の規定による警察官の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(平4条例11・一部改正)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第4条、第5条第2項若しくは第3項又は第7条第1項の規定に違反した者
- (2) 第6条の規定に違反して証明書の携帯を怠り、又は警察官の提示要求を拒んだ者
- (3) 第8条の規定に違反した者
- (4) 第11条第3項又は第4項の規定に違反した者
(昭41条例40・平4条例11・令元条例17・一部改正)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し前4条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に金属屑商である者は、この条例の施行の日から14日以内に第3条及び第4条の届出をしなければならない。
- 3 この条例施行の際現に金属屑商である者は、公安委員会が定める品目についてこの条例の施行の日現在における在庫の状況を前項の届出の日までに第11条の帳簿に記載しておかなければならない。

附 則(昭和41年10月7日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第36号)

この条例は、平成7年10月18日から施行し、第1条の規定による改正後の警察に関する手数料条例の規定は、同日以後に古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の許可、同法第5条第4項の許可証の再交付又は同法第7条第1項の届出に基づく許可証の書換えの申請をした者に係る手数料について適用する。

附 則(平成12年条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第34号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(定める日＝平成24年4月1日)

附 則(令和元年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。